

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

臨時国会は自治省構想潰しの好機

先の参議院選挙では、自民党が大敗北。橋本内閣に代わって、七月三十日に臨時国会で小淵内閣が誕生した。

コードとカードを使い国民監視をめざす住民基本台帳法改正法案は、先の通常国会では成立しなかった。同改正法案については、日本共産党とP-I-J相談役の河村たかし衆議院議員だけが廃案を主張した。だが、民主党など他の野党は、慎重審議の主張にとどまった。このため、同改正法案は継続審議となった。今の臨時国会で再び審議される予定だ。

臨時国会の会期は七十日。ブリッジバンク(つなぎ銀行)を柱とする金融再生トータルプラン関連法案の審議が中核となるものと思われる。この法案審議は難航が予想されている。この法案の早期成立に政府・自民党の全力が投球されることになると、盗聴法案

に加え、総背番号導入(住民基本台帳法改正)法案といった対決法案の審議は、難しくなるのではないか。

周知のように、参議院で与党は過半数割れの状態だ。住民基本台帳法改正法案は、まかり間違つて衆議院を通過したとしても、野党が反対すれば、参議院は容易に通過できない。逆に、参議院でストップできれば、衆議院に差し戻されても同院で三分の二で可決できる可能性は少ない。したがって、同改正法案は廃案になる可能性が強い。

もちろん、臨時国会の会期が限られているため、同改正法案は衆議院で審議未了という可能性も大である。国民サイドに好機到来といえる。

いずれにしろ、同改正法案を廃案にするためには、最大野党の民主党や社民党、さらには自由党や旧公明党グループへのロビーイングが決め手となる。

コードとカードを使って国民の広範なプライバシーを官が管理する仕組み

作りを目指した自治省構想は、人間の尊厳、自由社会に大きなインパクトを与えるものだ。人権を大切にしようという気概があるのが、旧公明党グループの特色だ。安易に自治省構想を受け入れ、住民基本台帳法改正法案に自民党といっしょになって賛成することなど絶対にない、と強く信じている。旧公明党グループには、とくに同改正法案で、野党のフロントランナーになつてもらいたい。

自治省構想を潰すには、できるだけ多くの国民が、この構想に大声で「いい」ということが何よりも大切だ。また、近い将来に予想される総選挙にあつては、この構想に賛成する政党や候補者に票を投じない心構えが必要だ。

P-I-Jは、住民基本台帳法改正法案の廃案に向けて、同法案に反対するフロントランナーとして、今後とも徹底して戦う所存である。

P-I-J代表 石村耕治

主な記事

- ・ 改正法案をめぐる国会状況
- ・ 自治省の総背番号法案Q&A

住民基本台帳法改正案の

これまでと、これから

改正法案をめぐる国会の状況をふりかえる

PIJ副代表 辻村祥造

先

の通常国会で、自治省の住民基本台帳法改正法案は、上程はされたものの、いわゆる「つるし」のまま、地方行政委員会での審議も行われず、そのまま、継続審議となった。

国会会期終盤の、「新ガイドライン・有事立法法案」、「組織的犯罪対策法案」、「情報公開法案」、「労働基準法改正法案」などなど、目白押しとの野党対決案件、さらには、PIJや市民団体の反対活動が、効を奏したのは間違いでない。

その後、参議院選で政府自民党は大敗北し、われわれにとつての追い風が、ますます、強まっている。

自治省との対決は、少しだけ先送りされた。これから開かれる臨時国会での、われわれの活動の参考にするべく、今年に入ってから改正法案をめぐる動きを、国会状況を中心に、ふりかえっておきたい。

自民党、法案提出を閣議決定

本年（98年）三月四日、自治省は自民党の地方行政部会と地方制度調査会に、住民基本台帳法改正法案（法案）を説明、今国会への法案提出につき、自民党の了承を得る。

自治省、コード変更を認める

自民党政調副会長・木村義雄衆議院議員が、PIJの意見を聞いて、自治省行政局長を呼び、「あまり余計な法案を出すな」と、叱つたことにもみられるように、自治省案が両部会での法案をとりつけるまでには、相当の異論が出た模様。

そこで、自治省は、国民総背番号との批判をかわすために、「コードは理由を問わず、変更申請できる」と、法案を変更。

日弁連、法案に反対表明

われわれPIJが、マスコミの取

改正法案をめぐる国会の状況をふりかえる

材を受ける際、「日弁連（日本弁護士連合会）の意見は？」とよく聞かれる。石村代表も、昨年の五月と九月の二回、日弁連の人権委員会で法案の問題点を説明してきたが、この三月、明確に法案に反対する内容の意見書が、日弁連から発表された。今後予想される、政党などによる、法案をめぐるヒアリングでは、日弁連の意見の重要性が、いっそう高まるものと思われる。

社民党の、今後は？

与党から離脱した社会民主党は、労働組合を母胎とする議員は法案を容認、市民団体出身の議員は法案に反対と、その対応が分かれている。同党秋葉忠利政策審議会議長は、「法案の重要性和問題点は理解している」と話す。この秋の臨時国会で、同党は完全に与党ばなれして、市民の側に戻ってくるのだろうか。

多くの議員、

PIJの活動に理解

今回、法案が衆議院の地方行政委員会で、審議もされない（つるし）状況になったのは、民主党・葉山峻議員、日本共産党の春名眞章議員、新党平和（当時）の上田勇議員、PIJ相談役でもある河村たかし議員、

など多くの国会議員が、積極的に動いてくれたことが、大きな要因である。今後、PIJをはじめとした市民団体は、積極的に、国会議員の理解を求める活動を続けなければならない。

とくに、参議院で最大野党になった民主党に対しては、「市民が主役」の党として、期待もすると同時に、いっそう積極的に働きかける必要がある。

今後の活動のポイント

国会議員の中には、まだまだ、限定番号（税務利用限定番号）としての納税者番号と、納税者を管理するの「国民総背番号」を使うことを混同している、といった人たちが多い。役人に「課税の公平」といわれると議員も反対しにくい、といった状況もある。自治省は、この誤解を利用して、今後より攻勢を強めてくるだろう。まだまだ、この二つの番号制の本質的な違いを、明確に説明していく必要がある。

さらに、大阪府高槻市のように、全国の地方議会で、「住民基本台帳法改正反対」の決議を、次々と採択する運動の拡大である。

PIJは、法案をつぶすため、最後まで、反対運動のかなめとして、活動を続けなければならない。

役人主導のデータ監視国家が、生活者中心の自由で効率的な社会が

自治省の『住民基本台帳法の一部改正法案』は、
全国民を丸裸にし、バーコード監視を目指す

住民票コード 住民基本台帳カード
背番号コードと国民登録証カードの導入は国民の自由と尊厳を侵す

自治省の『総背番号法案』 Q & A

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

一九九八年八月十日

先の通常国会に自治省は、「住民基本台帳法改正法案」を提出した。しかし、PIJや市民団体による野党各党への働きかけ、相次ぐ自治省構想批判の市民シンポなどの反対活動の高まりにより、本会議上程にはいたらなかった。これから開催される臨時国会での審議待ち、と

いう状況である。この改正法案はこれまでPIJが批判してきたように、多くの問題点をかかえている。さらに、この法案でもいまだ 不明確な点が多々ある。

ここで、PIJは自治省の住民基本台帳法改正法案を詳細に検討し、さまざまな問題をQ & Aのかたちで発表することとした。自治省の構想がいかに問題点の多い、国民にとつてとんでもないプライバシー侵害の

構想であるかを、ご理解いただくとともに、是非、自治省の住民基本台帳法改正法案に反対する活動に、加わっていただきたい、そう考えてこのQ & Aを発表するものである。

PIJ代表 石村耕治

以下の各質問末尾のカッコ内は、住民基本台帳法改正法案の条文番号を示す。

自治省の『総背番号法案』 Q & A 「その1」

自治省構想の二大問題点

Q1 現代では、個人情報の番号管理は普通のことでは？
今の社会生活では、番号でデータを管理することは普通のことだと思いますが、住民基本台帳に番号(コード)をつけることが、なぜ問題になるのですか？

A1 すべての個人情報にアクセスできる 共通番号 をつくる事が大問題なのです。

たしかに、クレジットカードにもレンタルビデオの会員カードにも番号がついています。行政機関も、さまざまな個人情報番号をつけて収集・管理し、行政目的のために利用しています。外務省の発行するパスポート番号、警察庁の発行する自動車運転免許証番号、社会保険庁所管の基礎年金番号など。しかし、いまのところわが国では、これら官民の機関が使用する 個人番号 は、バラバラです。つまり、その発行者が、それぞれ独自の番号を使用しているわけです。このような番号を、**限定番号** とよびます。

たしかに、公的機関も民間機関も、保有する個人情報を管理するために、一人ひとりにつけた番号を利便な手段として利用しています。そして、現在のコンピュータ社会においては、その番号さえわかれば、すばやく目的の個人情報を検索できるなど、個人識別番号は、その重要性をいっそう増しています。

しかし、この **限定番号** には大きな欠陥がある、と自治省をはじめ多くの役人が考えています。

『もし、各省庁の保有する個人情報と同じ番号システムを使い、ある人物には、官庁やデータの内容が変わっても **同じ番号**（共通番号）を

つけることにすれば、データの共用も可能になるのに』というわけです。

そして、自治省が、**総背番号**（住民基本台帳法改正）法案を提出して、この共通番号システムのインフラを提供することになったのです。

つまり、住民基本台帳に登録されている個人全員に番号（コード）をつける↓各省庁が個人識別番号にこのコードを使う↓コンピュータ・ネットワーク機能を利用して他省庁の個人情報にアクセスし、データを有効に活用する、というわけです。

このような構想は、国民のすべてのプライバシーを官が管理する、データ監視社会の基礎をつくるものといえます。そのかなめとなるのが、国民一人ひとりにつけた**住民基本台帳コード**、すなわち**国民総背番号**ということです。さらに、この**国民総背番号**（共通番号）を、民間の機関も自由に使えるとなれば、まさに、**データ監視社会** は、完成してしまいます。

Q2 自治省の構想は、行政改革に役立つのではないですか？

いま国民の多くは、行政改革、規制緩和など、官庁の合理化を期待していると思いますが、（右下へ）

（左上より続く）**住民基本台帳法の改正で、コード**（共通番号）をつかって住民登録事務など、国と地方の行政全般が合理化され、効率があるのなら、よいことではないのですか？

A2 じつは、便利になるのは役人だけで、国民には、ほんの少ししか、その恩恵はないのです。

自治省は、一人ひとりに付けた**カード**と、希望者に交付した**住民基本台帳カード**（カード）によって、「住民票の写しの交付事務」、「転入転出届の手続」が簡易・迅速になる、年金受給者や自動車運転免許証交付時の本人確認事務にも役立つ、と言っています。また、「カード」には、本人確認情報だけではなく、自治体が条例で決めれば福祉や医療の情報も記録できて便利だ、とも言っています。

しかし、あとの項で説明するように、この **便利さの実態** は、自治省がいうほど画期的なものではありません。国民のふだんの生活が飛躍的に利便性を増す、という内容ではありません。

ところが、**住民基本台帳法改正**により導入しようとしている「コード」は、**共通番号** ですから、役人に

とつては、国民を監視するきわめて**便利**な手段を手に入れることになるのです。

いま、国や地方の機関は、膨大な個人情報を収集・管理しています。この**コード**さえあれば、**コンピュータ・ネットワーク**を利用して、**省庁のカベ**を越えて役人が自由に、全国どこでもアクセスして、他の機関が保有する個人情報を収集・照合・利用することが可能になります。

つまり、この「コード」は、**マンション**でいえば、どの部屋にも自由に入ることができる **マスター・キー**を手に入れたことと同じなわけです。国や地方の役人にとって、あらゆる個人情報を手に入れることができる非常に利便な道具、これが、**住民基本台帳法改正**により導入しようとしている「コード」の実態なのです。

Q3 住民票コードは別として、四基本情報は、そもそも保護すべき**プライバシー**といえるのでしょうか。

A3 確かに、四基本情報（住所・氏名・性別・生年月日）については、他人に知られてもいい、と

自治省の『総背番号法案』Q & A 二大問題点

いう人も少なくないと思います。したがって、厳格に保護する必要もないし、あるいは全国ネットで管理してもプライバシー問題は無いのではないか、という人もいます。

しかし、今回、自治省主導で、全国ネットを使って管理しようとしているのは、四基本情報だけではありません。四基本情報の変更（理由）情報も含まれます。ですから、住所が変わればその度に一生涯にわたる記録・管理されていきますし、結婚しないしは離婚で改姓すればその度に記録・管理されていくわけです。

これらは、みだりに他人に知られてはいけない、保護されるべき個人情報といえるのではないのでしょうか。

Q4 住民基本台帳カードは身分証明書にもなる 便利なカード だと思えますが。

この「カード」は、自動車運転免許証や健康保険証を持たない主婦などが、身分証明書がわりに使えるし、子供やお年寄りも、災害や事故のときの本人確認や（右下へ）

（左上より続く）家族への連絡に使えて便利だと思えますが。

（44）

A4 この「カード」は、そのうちに、これを持っていないと市民が生活できない、全国民必携となる危険性ははらんだシステムなので。

法案では、「本人の申請」により住民基本台帳カード（カード）を発行するとしています。このカードは、「本人の氏名、住所、生年月日、住民基本台帳コード」を記録しておくことにより、役所の窓口での「本人確認」に使うほか、ICカードの特性を活用して、各自治体がさまざまな個人情報記録できるので、さらに便利に使えると説明しています。

たとえば、福祉の受給情報、印鑑登録、病歴・血液型などの医療情報、さらには銀行・郵便局と提携してキャッシュ機能も持たせることも想定しています。

また、このカードは役所の窓口で提示するだけでなく、国公立の病院の診察カードとして使われたり、災害時における身元確認にも使っていますから、このカードを持た

ない人の診察が後回しにされたり、カードを持つ人への災害援助が優先されたり、といった事態も起こりかねません。

このように広範な個人情報が一枚のカードに記録されていくと、当初の自発的（本人の申請）利用という状態から、このカードを持っていないと生活できなくなる といった不安感が高まってきて、結局、自発的に全員が申請・携帯 する、といった社会になる懸念を否定できません。

つまり、このカードは、二つの大きな問題を抱えています。

まず、個人のプライバシーを一枚のカードに記録して、特定の者（役所の窓口担当者、医療機関職員など）だけが内容を読み取る装置を持ち、本人には、どのような内容の情報が記録されているかわからないという、プライバシー権を侵害する問題です。

さらに、このカードが、全国民必携の「国民皆登録証（国内パスポート）」へと 進化 する可能性を、否定できないことです。ある日、警察官から呼び止められて「カード」の提示を求められる、カードがないなら不審人物として署まで同行願います、といった社会になるかもしれません。役人は、一度手に入れた自己の権

限を常に拡大強化しようとするものです。したがって、最初は単なる身分証明カードとして、国民に抵抗なく受け入れさせ、ゆくゆくは国民監視の高度な機能を持ったカードにしていくというのが、役人のホンネなのです。

Q5 いまは カード社会 ですから、身分証明書機能もキャッシング機能も、いっさい一枚のカードに持たせれば 便利なカード になると 思います。

財布の中に、たくさん「カード」を入れて持ち歩いている人も、多いと思います。クレジットカード、キャッシュカード、自動車運転免許証、診察券、ガソリンスタンドのカード、レンタルビデオのカード、定期券などなど。いっそのこと、すべてのカードの機能を、自治省が考えている「カード」に統合してしまえば、携帯にも、使うときにも、便利だと思えます。

A5 たしかに便利でしょう。しかし、便利なのはあなただけでは

ないのです。あなたの個人情報（プライバシー）を欲しい、収集したいと思っている企業や団体にとっても、大変便利なカードになる、ということをお忘れな
いでください。

色々な機能を持ったカード一枚だけを持つという利便さは、逆に言えば、その「カード」を盗まれたり紛失したりしたら、とんでもなく不便になるということでもあります。車も運転できず、預金も引き出せず、クレジットで買い物もできず、病院で診察も受けられず、ガソリンも入られず、通勤電車にも乗れず……。

そして、市役所から警察、銀行、クレジットカード会社、病院、などカードの関係機関すべてに連絡して、カードの機能を停止してもらわなければならぬことになり得ます。その間に、あなたのカードが不正に使われたら、どんな被害が発生するか、見当もつきません。

たとえていえば、大都市の地下に埋設された「共同溝」と同じです。この共同溝には、一般電話回線、電線、各種の専用通信回線、ガス管など重要なライフラインが、一緒に設置されています。もし、この共同溝が事故や災害で使用不能になり、各ライフラインが止まってしまったら、

市民生活はたいへんな打撃を受けるとなるのがおわかりでしょう。

これと同じことが、多機能・複合機能の「カード」にもいえると思いませんか？

さらに、この「カード」にはもっととんでもない問題があります。

あなたが、多機能を持ったこの「カード」をクレジットカードとしてデパートで使ったとします。単に、クレジット機能だけをそのデパートが使うとは限りません。あなたの「カード」に記録された住所や氏名、生年月日の情報はもちろん、あなたの「コード」も読み取られていないとは断言できないのです。そのデータは、あなたの商品購入データを、あなたの「コード」（共通番号）「つき」で収集・管理できることとなります。

さらに、あなたの通院記録や病歴といった医療情報など、そのデータに關係のない「カード」内の情報が読み取られることも考えられます。何しろ、警察庁自慢のパチンコのプリペイドカードでさえ、簡単に偽造されるハイテク時代です。

すなわち、あなたがこの「便利な「カード」を使うたびに、「カード」に記録された多くの個人情報、相手の専用読み取り装置によって簡単に読み取られ、知らない間に、あな

たの個人情報がいろいろなところに集積されていく、といった恐ろしい社会にもなりかねません。

この「カード」は、単なる身分証明カードというわけではないのです。あなたの個人情報をコード（共通番号）つきで、いろいろな相手にたれ流し、あなたのプライバシーを丸裸にする機能を、持っている危険な「カード」なのです。それでも、あなたは、こんな「カード」を歓迎しますか？

自治省の『総背番号法案』

Q & A 「その2」

改正法案、個別の問題点

Q1 そもそも自治省が改正しようとしている、住民基本台帳制度とは、どんな制度なのですか。

A1 現行の住民基本台帳制度は、住民基本台帳法に基づき、「団体委任事務」すなわち、各市区町村独自の事務とされています。

住民基本台帳事務の基本的な性格は、「A市の市民は、A市にだけ住民登録をし、これをA市が執行する事務に使用する」というものです。

国や都道府県の機関に対して、住民全部の名簿等を提出するということではありません。各市区町村では、法令や国・都道府県からの指導の範囲内であれば、その首長の判断で処理方法等を決めることができます。

戸籍事務が、国の事務（機関委任事務）とされ、書式等を法務省が細かく規定し、すべての戸籍の「副本」を法務省に送付しているのと、根本的に異なる点です。

このため、市区町村ごとに住民票の書式や、写しの交付手数料が違うわけです。

Q2 法改正のポイントは何ですか？

A2 法案のポイントとして掲げられているのは、以下の四点です。
市区町村にあるすべての住民票から、住所・氏名・性別・生年月日と、新たに定める住民票コード、これらの変更事由の六つの情報（以下、「本人確認情報」）を抽出し、市区町村長

自治省の『総背番号法案』Q & A 個別の問題点

は都道府県に、都道府県は「指定情報処理機関」に、それぞれデータを送信し、国その他の機関でこれらのデータを活用する。

市区町村を専用の電気通信回線をつなぎ、住民票の広域交付や転入届の簡素化を図る。

希望する住民登録者に対して、「住民基本台帳カード」を交付し、行政窓口での本人確認を簡素化する他、条例で規定すれば自治体独自でのさまざまな活用も可とする。

都道府県や指定情報処理機関での自己情報の開示や、民間での住民票コードの使用の禁止、端末操作者への守秘義務と違反者への罰則等、プライバシー保護のための法的規制措置を講ずる。

総体として、Q1で述べた「団体委任事務」としての住民基本台帳事務の基本を大きく変え、「居住している自治体への登録」から「国民登録」とでも言うべき内容に、事務の性格を変質させる内容です。

Q3 全国ネットワークで活用される情報は、どんな項目ですか？

A3 自治省は、住所・氏名・性

別・生年月日と住民票コードの五情報だけと宣伝しています。ところが、法案では異なった規定となっています。

市区町村から都道府県、都道府県から指定情報処理機関に集約される情報は、確かに前述(Q2)の六情報だけです。これを便宜的に「タテのネットワーク」と呼びます。

これとは別に、タテのネットワークの電気通信回線を使って、市区町村間でのデータのやりとりを行います。これを便宜的に「ヨコのネットワーク」と呼びます。ヨコのネットワークは、住民票の写しの広域交付や、「転入届の簡素化」に使用されますが、住民票の記載事項として住民基本台帳法に規定されている全情報(本籍、続柄、等を含めた十三項目)を送信しあうこととなります。

Q4 その情報は、どれくらいの期間、保存されるのですか？

A4 タテのネットワークにより収集される六情報は、都道府県および指定情報処理機関では、政令で定める期間、過去の履歴も

含めて全記録が保存されることとなります。

仮に政令で定める期間が戸籍並みの八十年でも規定された場合、身元調査などに、過去の履歴から情報を検索・利用することも可能となるなど、新たな人権侵害を産み出す恐れが十分にありま。

ヨコのネットワーク(市区町村間でのデータのやりとり)の情報については、本構想を提言した研究会報告では、「この場合においては、センターのファイルには四情報以外の情報は記録されないものとする必要がある」と記載されています。しかし、法案には何も規定されていません。

Q5 住民票コードはなぜ必要で、何に使われるのですか？

(30の2以下)

A5 タテのネットワーク(市区町村 都道府県 指定情報処理機関)では、指定情報処理機関に全住民登録者約一億二千五百万人分のデータが集中することとなります。同名同名・同一生年月日の人も相当数でいるでしょうから、全体を管理していくた

めには全国統一の重なるの無いコード(ユニークコード)が不可欠です。

つまり、市区町村単独での住民基本台帳事務であれば、人口規模が限定され、全国共通のユニークコードは不要です。

しかし、タテのネットワークにより全国的な管理体制を敷くためには、全国統一の住民票コードが不可欠ということになってしまいます。自治省は、法施行時どこの市区町村に居たかが分からないようにするため、住民票コードの割り振りにはランダムに行うとしています。つまり、まったく全国共通のユニークコードの方法ということになります。

一方、コードの利用については、法案では、民間での住民票コードの使用を禁止しています。納税者番号制に住民票コードを使用する、という論議(後の項目参照)もありますが、その場合、民間での使用が前提となり、再度の法改正が必要となります。

ところが、法案には、住民票コードを特定の時点等の本人の状況通知に使うことや、本人又は同一世帯の者からの住民票の写しの請求に限って住民票コードを記載した住民票を交付することも規定されています。

これらの規定は、現行の「誰でも申請できる」住民票交付制度が維持されるとすれば、将来、民間の機関にも「住民票コード付きの住民票」を利用できる道を残した考え方です。

Q6 指定情報処理機関って何なのですか？

(30の10以下)

A6 法案では、自治大臣が指定する公益法人 ということになっています。

都道府県知事は、市区町村から送信されるデータ(六情報)をコンピュータに記録しておき、国や他の都道府県、市区町村の機関等への情報提供を行うとされているものの、実はその事務のほとんどを、指定情報処理機関に「委任をすることができ」とされています。

委任をした都道府県知事は、六情報をすべて指定情報処理機関に送信します。つまり、都道府県知事からの委任を前提として、全国の情報センターとして機能するのが指定情報処理機関です。

この指定情報処理機関は、国の機関等への本人確認情報の提供をはじめ、各市区町村への住民票コードの

割り振りなどを、都道府県知事に代わって行います。

Q7 指定情報処理機関の運営は、どうなっていますか？

(30の12、30の13、30の16、30の19)

A7 形式的には、都道府県知事の監督を受けて事務を行うのですが、実態は、自治省直営でも言うべき機関です。

指定情報処理機関の指定、役員の選出許可や解任命令、本人確認情報管理規定の認可、事業計画・収支予算決算の認可などは、すべて自治大臣が握っています。都道府県知事はこれらについて、意見を言うことができる程度の参加しか認められていません。

自治省は、基本が都道府県知事の委任であるから都道府県単位の番号であって、『国民総背番号制』という批判はあたらない」としています。

しかし、前問で説明したように、全国共通の基準で重複しない番号を全国民(住民基本台帳登録者)につけ

ること、その付番機関(指定情報処理機関)は自治省(国)が所管する機関であることなど、国民総背番号ではないという説明は、まさしく噴飯ものの屁理屈といふべきです。なお、指定情報処理機関の運営費用は、都道府県の負担と、本人確認情報の提供を受けた国の機関等が支払う手数料等によって、賄われます。

Q8 都道府県知事は、指定情報処理機関に必ず委任をしなければならぬのですか？

(30の10)

A8 法的には、委任をするもしないも、都道府県知事の自由です。いったん委任しても、これを解約するための手続き等も法案には規定されています。

しかし、ある都道府県が委任をしなければ、その都道府県やその地域内外の市区町村の事務には大変な影響が生ずることは明白です。

例えば、ヨコ(市区町村間)のネットワークは、タテ(市区町村、都道府県、指定情報処理機関)のネットワー

ク用の電気通信回線(専用回線)を用いるようですが、仮に東京都が委任をしていなければ、都内各市区町村にとつて、タテのネットワークは都でとぎれてしまいますから、それぞれの市区町村は独自にネットワークを作らなければならないことになります。一方、都は、他の四十六道府県との専用回線による独自の電気通信回線を設置し、これを利用することになります。

このように、住民基本台帳をめぐって複数のネットワークが存在することとなり、委任しない都道府県とその周辺の市区町村の事務上の混乱は必至です。委任をしていない都道府県が多数に及んだ場合、混乱はさらに拡大します。法案に規定されたすべての事務を円滑に実施していく上では、指定情報処理機関への委任をしないということは、事実上不可能です。

Q9 自己情報の開示請求ができるって本当なのですか？

(30の37)

A9 たしかに、法案三〇条の三七は、住民は、都道府県知事ま

自治省の『総背番号法案』 Q & A 個別の問題点

たは指定情報処理機関に自己情報の開示請求を求めることができると規定しています。

しかし、法案を細かく読むと、開示対象となるのは、「第三〇条の第五項又は第三〇条の十一第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報」と限定されています。

自分の本人確認情報が、この機関へ提供されたのか、あるいは都道府県やセンターが五情報以外に自己に関する情報を保有していないかなど、本当に知りたいことは開示の対象になっていません。

このため、自分の本人確認情報が不正に利用されている、あるいは濫用されていると感じたとしても、それを調べる手だてがないわけです。まったく密室行政を手助けするような、レベルの低い、形だけの開示制度だといえます。

ちなみに、開示請求には手数料が必要で、また、虚偽の開示申請をした場合、過料が課されるとされていますが、公益法人である指定情報処理機関が、行政罰である過料を課す、という規定は他に類例を見ないものです。

Q 10 本人確認情報の提供先は、法別表に規定したところだけでいいですか？

(30の7、別表)

A 10 自治省は、本構想が「国民総背番号制」に該当しないこと、根拠として、国の機関等への情報提供を法律上個別に限定している、目的外利用を禁止していることを掲げています。

しかし、条例で定めれば、都道府県は他の機関に、本人確認情報を提供できることになっています。たとえば、東京都条例で定めれば、都公安委員会（警視庁）に本人確認情報を提供することも可能です。提供を受けた機関は、法や条例で定めた目的のためであれば、さらに、他の機関に本人確認情報を提供することもできます。都公安委員会を通じて国家公安委員会（警察庁）に情報を提供することもできます。

自己の住む地域の自治体の条例については、有権者としてのチェックも理論的には可能ですが、他自治体の条例に対するチェックはできません。制度的には、いずれかの自治体で情報提供を認める条例が制定された場合、他の自治体の住民の情報が

提供される可能性も否定できません。自治省は、「公安委員会への提供を可能とする条例は作らせない」と言っているそうです。しかし、法令に違反をしない限り、条例制定は自治体の自由です。

法令（住民基本台帳法）で明確な規定をせず、自治体への干渉を進めようとする自治省の姿勢は、問題です。今回の法案が実質的に「国民登録」制度に変容する内容であるにもかかわらず、「地方分権に資するものである」と強弁する姿勢と同じく、官僚の思い上がりを示すものといえます。

Q 11 転出届が不要になるって本当なのですか？

(24の2)

A 11 法案では、カードの交付を受けていても、転出入届の手續に ついては、ほとんど変更がありません。

新聞報道等では、住民基本台帳カードの交付を受けている人は、転出入届が一回の手續きで済む、と宣伝されています。

しかし、現行法でも、転出届のた

めに、役所に行かないで済ませる方法があります。転出届を郵送で提出し、市区町村から郵便で返送されてきた転出証明書を持参して、転入届に一回だけ役所に行けばよい、という方法です。

変更となるのは、「私はカードの交付を受けています」と付記した転出届を提出した場合に限り、「転出証明書の添付をしなくても」、カードを提示すれば転入届を行うことができる、という点だけです。転出届が不要になるわけではありません。

しかし、旧住所地で交付を受けたカードは、転出時にはその市区町村に返却することが規定されていますので、他の市区町村に転入するとき、転入届のときにカードを提示できません。結局、転出届が不要にならない以上、今の制度と同じく、郵送で提出した人以外は、転入届と転出届のために、それぞれ窓口に行かなければなりません。

住民の利便が増えない（転出届が不要にならない）だけではなく、転出証明書の添付されない転入届は、市区町村にも多大な手間をかけることとなります。

転出証明書不添付の場合、本籍等の記載ができないため、新住所地の市区町村は、ヨコのネットワークを

使って、従前の市区町村から住民票の記載内容データの送信を求めることとなります。そのためには、住民票の記載データを、メーカーや仕様が異なるそれぞれの電算機間で送受信し、これを取り込む作業が必要となります。いまの各市区町村の住民基本台帳システムは、このような事態を想定していませんから、新たなシステム開発に、莫大な費用が必要となります。

また、住民票の様式は、各自治体により様ざまですから、様式の統一や、細部にわたる運用の統一が必要となります。結果として、住民基本台帳法改正が地方分権に役立つどころか、地方の自主性を無視した「国民登録」制度を、強制的にシステム的に実現することとなります。

Q 12 住民票の広域交付って何なのですか？

(12 の 2)

A 12 法案では、本人又は同一世帯の者に限り、住民基本台帳カードまたは自動車運転免許証等、

確実に本人確認ができるものを提示すれば、住民登録している自治体以外の窓口でも、住民票の写しの交付が受けられるとしています。

ただし、これにより交付される住民票の写しは、本籍の表示の省略された様式になります。

自分の住民票の交付を申請する理由は、どこかに提出するためです。自治省の宣伝文句を額面どおりに受け止めるならば、住所確認が必要な官公署は、指定情報処理機関からの情報提供で住所確認ができるのですから、住民票の提出を求められる大半の場合に、住民は住民票を申請して提出する必要はなくなります。

一方、パスポートの取得や自動車運転免許証の取得など、本籍の記載のある住民票の写しが必要な場合があるにもかかわらず、法案では、「カード」を提示しての本籍記載のある住民票交付は、禁止されています。

これでは、カードで住民票交付、どここの市区町村でも住民票がもらえる、とする自治省の「広域交付」宣伝には何の意味もない、ということになります。

このように、パスポートの取得や自動車運転免許証の取得など、市民が住民票を必要とする大半の場合に

は、「広域交付」の意味はないに等しいのです。ところがヨコのネットワークでは、転入届の際の送信データの項目として本籍の表示が含まれますから、どこの市区町村も、意味のある情報を入力できるのです。

ですから、住民に対してだけ、本籍の記載を省略した住民票の写しを交付することには、合理的理由はありません。

そもそも、全国どこでも住民票の写しの交付をうけられる広域交付制度の必要があるのでしょうか。

例えば、千葉県市川市では、コンビニエンスストアでの、住民票交付取次業務を開始し、身近なところで二十四時間、住民票の写しが取れようになっています。しかし、利用実績は〇・六%しかありません。

身近なコンビニでの利用さえ、はなはだ少ないのに、他の市区町村で住民票の交付を受ける、つまり広域交付を利用する人は、さらに限定された数となるものと思われま

す。家を借りるのに必要だからといって、あなたは、夏休みに出かけた北海道で、不案内な札幌市役所に、わざわざ住民票を取りに行きますか？

このほか、自治省が大いに宣伝している住民票の広域交付には、Q1で述べたように、住民票の書式を統

一する問題、住民票に誤記があった場合などのトラブルにどう対処するのか、といった問題もあります。

Q 13 どこでも住民票がとれるなら、引越しても届出が不要になるのでは？

(51 の 2)

A 13 自治省の宣伝やマスコミなどの報道にもかかわらず法案には、そのようなことは明記されていません。

法案が公表される前に、東京都は二十三区の住民基本台帳事務担当者にアンケートを行い、住民基本台帳法改正法案への疑問・質問を集約し、自治省に提出したそうですが、その中でも、同様の質問が出されています。

実際、保育園や学校に通っている子供がいる、あるいは様々な福祉施策の対象となっている、という人以外について、いくら法で転入届が義務付けられているとは言え、特に居住地の市区町村に届出を行わなくとも、日常生活にそれほどの不便が発生するとは思えません。

また、九州の鹿児島から東京に引

自治省の『総背番号法案』Q & A 個別の問題点

つ越ししたとしても、住民票の写しがどこでも取れる（鹿児島市役所に申請しなくともよい）となれば、あえて転入届をしなくとも、いつでも身近の市区町村の窓口で、自分の住所（実際とは違っていても）を証明する書類を入手できるわけですから、なおさら、転入届の必要性は少なくなります。

東京都の質問を見たからでしょうか、それとも、転入届をしない事例が増える気がついたからでしょうか、法案では、それまでどこにも触れられていない改正項目が、突然出てきました。

転入届等、住所変更の届出は、二週間以内に提出することとなっていますが、これに遅れた場合の罰則の規定が、何の前触れもなく、法案では、五千円の過料を一拳に五万円に引き上げると記載されていたのです。

Q 14 住民票の広域交付など、サービス拡大は必要なことではないですか？
(12の2)

A 14 確かに、内容に不備はあるも

の、サービスが現状よりは拡大するようにみえます。しかし、費用が莫大に必要となる一方で、メリットが小さい場合、それを強行する必要があるでしょうか。

自治省は、住民基本台帳法改正にもない、全国単位で初期費用四百億円、通常経費が年二百億円とっています。しかし、この数字は、研究会報告がタテ（市区町村）指定情報処理機関）のネットワークについてのみ報告をしていた時点から言われているものであり、その根拠もまったく示されていません。

法案にはヨコ（市区町村間）のネットワークが追加されていますが、各市区町村では、他市区町村から送信されるデータの取り込みが必要となるなど、ヨコのネットワークの方に、より経費を必要とします。

おそらく、実際には宣伝の数十倍の費用を要するものと思われます。これらの費用を負担するのは、自治省の役人たちではありません。わたしたち市民の 血税 が、投入されることを忘れてはなりません。ばく大な税の投入と見合っただけのメリットが期待できるでしょうか。

Q 15 住民基本台帳カードって何ですか？
(30の44以下)

A 15 住民登録をしている者は、申請により当該市区町村から住民基本台帳カード（カード）の交付を受けることができます。法案は、カードには、氏名、住民票コードその他政令で定める事項を記録する、としています。また、各市区町村では、条例を制定すれば、このカードを他の施策にも利用することができる、としています。

自治省の説明では、このカードはICを内蔵し、非常に多くの情報（八千文字分）を記憶することができ、また、このカードを提示することで、行政窓口での本人確認を簡略化できるとしています。

カード制度の危険性については、別項を参照してください。ここでは、カード制度の運用について検討します。

法案上、カードの使用が規定されているのは、転入届の簡素化（Q11参照）と、住民票の広域交付（Q12）の条文だけです。

つまり、交付する市区町村で、使用範囲を独自に規定する条例を制定

しなければ、使用範囲は極めて限定されたものとなります。自治省は、カードの提示により厳格な本人確認ができる、と言っています。

しかし、法案には、カードの交付にあたって「厳格な本人確認を行う」という記載が一切見あたりません。住民基本台帳カードが、本人以外に簡単に交付されるとしたら、「カードの提示による厳格な本人確認」などに、絵に画いた餅となってしまう。

同様に、カードを偽造・変造したり、他人のカードを虚偽の申請により取得したりなどの行為を罰する規定も、全く見あたりません。

このようなカードが「厳格な本人確認」に使用できるとするほど、善人ばかりの世の中であるならば、そもそも、カード制度による本人確認は不要です。「私は本人です」と言われれば交付するカードの提示があつたから本人だと信用するならば、その場で「本人です」と言えば十分でしょう。

自治省の思惑は、別項で述べるように、別のところにあります。カードを所持している人をもかく増やしていこう、将来はカードの所持を事実上義務化していこう、だから、いまのところ交付にあたっての事務

をできるだけ簡素化している、ということになります。

そのためには、交付時の厳格な本人確認規定、不正交付・不正使用への罰則などの規定を、一切法案から外しておこう、というのが自治省のホンネでしょうか。

Q 16 カードで事故が発生したらどうなるのですか？

A 16 カードに関わる事故は、大別して二種類考えられます。

カードに記録された個人情報が入部にもれてしまう事故。
虚偽申請で他人のカードを取得し、またはカードを偽造・変造し、これが詐欺行為等犯罪に使われること。

自治省は、カードを他人が取得しても、その記録内容が読み取りできないよう万全の方法を講ずる、としているようですが、具体的にはどうするのでしょうか。

また、カードを紛失した場合には交付した市区町村に対して届出をするように、と規定していますが、届出を受けた後、各市区町村はどう

対応するのでしょうか。

現在でも、虚偽申請で他人名義の健康保険証を取得し、これを使用して購入した携帯電話を、「電話代がかからない携帯電話だ」と、売りさばく犯罪が各地で発生しています。

現在のこうした健康保険証の不正取得や不正使用に対して、自治省が何らかの対策をとった、とは何も聞いたことがありません。

ましてや、健康保険証よりも膨大な個人情報を記録したカードの不正取得や不正使用について、自治省が何も考えていない、としたら、安心してカードを申請・使用するわけにはいきません。

カードが不正に取得されようが、不正に使用されて被害が発生しようが、あなたが自分で解決しなさい、というのが自治省のカード事故対策 かもしれません。

Q 17 個人情報（コード）が漏えいされないって本当ですか？

(45、46、50、他)

A 17 自治省は、システムに対する漏えい防止策と、従事職員（委託先業者の役職員を含む）への守

秘義務・違反者への重課罰で、セキュリティは万全としています。

システムに対する漏えい防止策については、別項を参照してください。ここでは守秘義務と重課罰について述べます。

本人確認情報（六情報）のうち、住所・氏名・性別・生年月日の四項目は、法案でも、現行の住民基本台帳法と同じく、「何人でも」閲覧をすることができている情報であることに変わりありません。

自治省は、「氏名、住所、性別、生年月日」などの個人情報、誰にでもわかるものだから、プライバシーではないと考えています。いま、この四項目に電話番号、所得、職業、学歴、趣味、健康状態、買い物情報、預金・債務状況など、さまざまな個人情報も付加した名簿が、堂々と販売されています。この、名簿の最大の情報源であり情報の確かさを保障しているのが、現在の住民基本台帳制度なのです。

本来、住民基本台帳法を改正するというのであれば、真つ先に、「何人でも」閲覧できるとの規定を改正し、情報の開示先を限定すべきでしょう。ところが、今度は、この四情報に、個人識別の共通番号である住民票コードを付加しようというのですから、

とんでもないことです。

名簿業者やそれを利用する企業・団体にとつて、こんな便利な制度はありません。全国共通のコードを使えば、ますます、その名簿の信頼性が高まると同時に、より多くの個人情報、適切に収集・管理できるようになるのですから。

自治省が考えているように、四情報はプライバシーではないとの原則のまま、コードを漏洩するなどの違反者への罰則を重くした（二年以下の懲役または百万円以下の罰金）だけで、本当にプライバシーが守られるのか、という疑問を禁じ得ません。

制度的には、「コード付きの住民票の写し」を、本人（家族）以外は、絶対に入手できない、という規定はありません。現在の住民基本台帳制度と同じく、名簿業者などが大量に「コード付きの住民票の写し」を入手できる可能性は残されています。したがって、「コードの漏洩」だけに重罰を課しても、プライバシーが護られる保障はありません。

Q 18 民間での住民票コードの使用は本当に禁止されているの？

(30の43 他)

自治省の『総背番号法案』Q & A

個別の問題点

自治省の『総背番号法案』Q & A 個別の問題点

A 18 法案では、住民票コードの告知を求めることの禁止規定はありませんが、罰則はないも同然の規定です。

しかも罰則が課されるのは、次の要件を満たす場合だけです。

契約相手への告知要求、または、業として他に提供することを前提としたデータベースに住民票コードを記録することについて、

違反行為をした者が更に反復して違反する行為があると都道府県知事が認定した場合は、

都道府県知事は中止勧告を行い、勧告に従わない場合、都道府県知事は都道府県に設置する審議会の意見を聞いて、

期限を定めて勧告に従うことを命ずることができ、

これに従わない場合には五十万円以下の罰金とする。

このように、罰則が適用される場合には相当の事務と期間が必要となる内容です。そもそも、都道府県知事が「違法」と認定しなければ、何の処分もできません。また、コードを利用したデータベースなどの廃棄を命ずる規定もありません。

したがって、「民間でのコードの使用を禁止する」といっても、事実上規制はないのと同じです。コードを

不正に利用した者は、罰金を払ってしまえば、堂々とコード付きのデータベースの使用を継続でき、「やり得」ということになりかねません。

Q 19 コードによる全国一元管理は、日本人だけを対象とした制度ですか？

A 19 全国ネットワークに記録される者は、日本人で住民基本台帳に記録のある者だけです。

日本人であっても、さまざまな理由から、住民登録を行わず、個別に「住民登録外」という特別な方法で国民健康保険に加入したり、小中学校に子供を通わせたりしている人の数も少なくありません。また、外国人は、住民基本台帳に登録されず、法務省所管の外国人登録という方法で管理されています。

しかし、東京都二十三区の外国人登録事務主管課長会で、法務省の外国人登録事務担当者は、「住民基本台帳の全国ネットワークが軌道に乗れば、外国人についても適用していく準備がある旨をすでに自治省に伝えている（傍点編集部）」と発言しているそうです。

詳細は不明ですが、外国人登録証のICカード化や、外国人についてのデータを、指定情報処理機関に送信する方法が考えられます。

ちなみに、外国人登録番号は大人の場合、アルファベット一文字＋数字九桁で構成されていますから、外国人登録番号を住民票コード（十桁の数字）に置換えることは、技術的には十分可能です。

自治省の構想が実現すると、外国人をこのネットワークで管理できるようになるだけではなく、住民登録をしていない日本人や、外国人登録をしていない外国人のあぶり出しも十分可能となります。

まさに、「国民登録法」と化す住民基本台帳法と外国人登録法とで、日本の領域内の全ての人間を管理していくという、自治省の「本音」が、今の段階でもうあらわになってきたといえます。

Q 20 自治省は、本人の申し出により、コードの変更は可能だから、「生涯不変の国民総背番号」ではない、と言っていますか？

(30 の 3)

A 20 たしかにコードは変更できません。しかし、それ以前のコードが、記録から消えてしまい、過去の住民票データが検索できない、というわけではありません。

個人を特定するためにつけた全国共通・重複しないコードですから、たとえ本人の申請によりコードが変更されても、同一人物であることを確認するためには、コードの変更履歴（変更前のコード、付番年月日、変更年月日など）を逐一、コンピュータシステムに記録しておく必要があります。

ですから、「コードは変更できる」といつても、この変更履歴を残しておく限り、事実上、コードは共通番号（国民総背番号）として機能します。自治省が、「コードを変更できる」としたのは、同じコードが一生使用されるわけではない、したがってコードは国民総背番号ではない、という奇弁のための規定に過ぎません。

しかも、この奇弁のために余計な費用負担、システムの肥大化が、必ずとなります。

ところで、住民票コードは十桁の数字ですから、百億人分付番できることとなります。もし、死亡者のコードもそのまま残すことにすると、

一億二千五百万の国民が、毎月カード変更申請を繰り返したら、七年で空き番号がなくなってしまう。そのあとは、どうするのでしょうか？

自治省の『総背番号法案』

Q&A〔その3〕

ネットワークおよび

コンピュータシステムの問題点

Q1 自治省は、住民基本台帳システムをネットワーク化することですが、どのようなコンピュータを使うのですか。

A1 住民基本台帳のネットワーク化に関して改正案は、技術面について、なにも具体的には述べていません。

使用するコンピュータの能力、ネットワークの仕様、端末装置の台数等々、一切明らかにされておりません。したがってこの住基システムの技術的な評価はできません。したがって、実務を担当する市区町村も、ど

のようなコンピュータを用意するのか、現在使用している住民基本台帳システムと、円滑にネットワーク化ができるのか、など一切わからない状態です。

それにもかかわらず、自治省は、初期費用は四百億円と説明しています。今回のような技術的側面の強い法改正にもかかわらず、その重要な部分を明らかにしないで法案を出す、これは何があっても制度だけを先に入れてしまおう、と考えている、自治省の無責任さのあらわれです。

Q2 自治体によって使用しているコンピュータは異なります。データ転送は可能でしょうか？

A2 メーカの技術者に聞くと可能と答えることでしょう。

ただし、それには各コンピュータ間をつなぐための統一した仕様ができていて、それに基づいたコンピュータの開発が終り、評価ができていて、という前提があつてのことなのです。現在統一した仕様はありませんし、各メーカーは手持ちのコンピュータをそのまま使いたがるので、つなげようとする条件は整っていません。

可能とするためには、莫大な開発投資と時間が必要です。したがって、自治省とメーカーが用意した指定情報処理機関のコンピュータが、各自治体の住民基本台帳システムで使っているコンピュータとつながらない、という事態も否定できません。

それとも、自治省は、各自治体に自治省推薦の（指定メーカー）のコンピュータを、新規に導入させようとも考えているのでしょうか。

いまはやりのインターネットなら、少ない投資資金で、どのコンピュータたともつながるのではないかと考えられます。しかし、これこそ危険な発想です。インターネットの根幹にはファイルを共有しよう、他人に積極的に見せていこうとの思想があります。プライバシーが次々と、送受信される住民基本台帳ネットワークには、とても危険で、インターネットは絶対使えません。

Q3 専用回線を使うから住民基本台帳ネットワークは安全だと言われていますが？

A3 専用線を使えば安全、とは決して言いきれません。

専用回線とは、公衆電話回線を経由しないで、相手と直接つながり、電話回線のことです。回線は常時つながった状態にあります。通常は、回線の両端は使用中の状態にあるため、外部や他の機器から、この回線につなげることも、この回線から別の所を呼ぶこともできません。

しかし実際には、物理的に専用回線が他の公衆回線とつながる場合は考えられます。メンテナンスのために電話局側が一般の回線とつながる場合、故意又は過失により回線の電話線そのものから、信号を直接取り出す工作が行われた場合などです。

なお、コンピュータには外部のコンピュータとつなぐ専用線以外にも、オペレータ用の操作端末とつなぐ内部回線や、メンテナンスのための付加回線が必ずあります。予備のための隠し回線もあるはず。つまり、専用回線といつても、物理的に他のコンピュータとつながらないというわけではありません。

さらに相手のコンピュータシステムが公衆回線とつながっている場合はどうでしょうか。専用回線で守られているはずのコンピュータも、物理的には他のコンピュータを介して、公衆回線とつながっていることになります。あとは、少しの専門的な知

自治省の『総背番号法案』 Q & A ネットワーク

自治省の『総背番号法案』Q & A ネットワーク

識があれば、公衆回線につながったコンピュータから、専用回線を経由して、住民基本台帳システムに侵入することは、そう難しいことではありません。

現に、米国の国防総省の軍事用コンピュータにさえ、ハッカーが侵入している時代なのです。

専用線だから安全と言っただけでは不十分で、常に、システム全体を監視して不正なアクセスを排除していく体制を作る必要があります。

Q 4 自治省は、コンピュータシステムをガードするから安全だと言っていますか。

A 4 コンピュータシステムだからデータは安全というのは、コンピュータのメーカー（それと自治省の役人）だけが信じている時代遅れの 神話 です。

CNN14号「検証 国民背番号25」にあるとおり、コンピュータでデータを管理しているからこそ、ひんぱんに個人データが盗まれ、売買されている時代なのです。住民基本台帳システムも例外ではありません。いまは、個別の自治体が自分のところの住民票データだけを管理して

いますから、監視やシステムのチェックも少ない手間や経費で、十分対応可能です。ところが、今後は全国の情報を集中管理し、しかも、市区町村、都道府県から指定情報処理機関まで、さらに市区町村相互のネットワークを作るといいますから、データの安全性に対する脅威は、飛躍的に高まります。

コンピュータの安全性を脅かす要因として、内部の原因によるものと外部の原因によるものの、二種類が考えられます。前者はプログラムや機器の誤動作、人間の入力データの誤り、機械の故障などがあります。さらにデータの改ざんや持ち出しなど、犯罪ないしは意図的な脅威も含まれます。

後者には、災害によるシステムの物理的破壊やネットワークを通じた不正なアクセスなどがあります。

機械の故障やプログラムの誤りなどは、高度なシステムになるほど増加しますが、定期的な保守やチェック体制の強化で、減少させ、被害を回避することは可能です。

しかし、データの改ざんや持ち出し、不正なアクセスは、いわば犯罪であり、単に、自治省の役人とコンピュータ・メーカーが打ち合わせて解決できる種類の問題ではありません。

とくに住民基本台帳システムの場合、

合、犯罪的な問題が発生する確率が非常に高いシステムです。なぜなら、住民基本台帳システムのデータベースは、大勢の個人情報登録されており、しかも信頼性が非常に高いので、そのデータはお金になるからです。

現在は、名簿業者も紙の住民票からコンピュータのデータにする手間がかかりませんが、改正後は、それこそオンラインで、最新の個人データ（住民票データ）を入手できる、といった悪夢のような事態が起こることも否定できません。

Q 5 自治省は、パスワードを使うから安全、とも言っていますが。

A 5 パスワードによる管理は完全ではありません。コンピュータを使う側の問題とパスワードを盗む側の問題とがあります。

まず、コンピュータを動作させた状態（パスワードを打ち込んだ後）で席を離れる場合が、往々にしてあります。コンピュータを切ったり入れたりするのは以外と時間がかかるし、大変だからです。席を離れたちよつとの隙に、本人になりすまして、必

要なファイルにアクセスし、それを別な所にコピーすることは以外と簡単にできてしまいます。

次にパスワードは安全のために一カ月に一度変えることが推奨されていますが、これが中々大変なのです。パスワードの変更をよく行うと、変更されていることを忘れてしまうことがあります。また、パスワードの候補はすぐ種切れとなつてしまい、同じようなパスワードの繰り返しになつてしまいます。

忘れないように紙に書いておいたり、どこかに書いて貼っておくというケースがよくあります。上司が、自分のパスワードを部下に教えて使わせる、というケースさえあります。このような問題への対処として、パスワードを使う側に対する、徹底した管理強化が必要とされます。

故意にパスワードを盗む場合もあります。数字や文字の羅列を片端から一つずつ試してゆけば、いつかは目的のパスワードにたどり着けます。この作業をコンピュータでやるハッカーがいるほどです。

いずれにせよパスワードによる管理は万全ではありません。そしてデータは漏れたら最後、被害は莫大なものとなります。

自治省の『総背番号法案』

Q & A 「その4」

法案とプライバシー政策

Q1 自治省がプライバシー保護のために準拠したという「プライバシー保護に関するOECD八原則」(OECD八原則)とは、どういった内容のものなのか。また、自治省の構想は、この原則に合っているのですか。

A1 従来から、プライバシー権とは、私事について他人に介入されずに「ひとりにもう一つの権利」であるといわれてきました。ところが、情報化社会の今日では、本人が知るか否かにかかわらず、さまざまな官民の機関が私たちの多様な情報を握っています。なかなか、ひとりにもう一つないわけでは、

こうした時代にあつては、各機関が自分についてどういった情報を握っているのか教えてもらったり、また自分の情報に誤りがある場合には訂正・抹消してもらつた権利を保障することが重要になってきます。いわゆる「自己情報コントロール権」、つまり自己の情報を本人がよく把握できる権利を認めることが必要不可欠

なわけです。この自己情報コントロール権は「現代的プライバシー権」とも呼ばれています。

OECD(経済開発協力機構)八原則とは、この自己情報コントロール権についてガイドラインの形で定めたものです。具体的には、個人情報収集における適正化、目的外利用の制限、正確性の確保、安全保障、自分の情報に対する開示・訂正・抹消などの権利についてのルールを定めたものです。

自治省は、住民基本台帳ネットワークシステムがOECD八原則等を踏まえてつくられており、プライバシー侵害の恐れはない、と強調しています。しかし、市民団体や識者などからは、「自治省はこのOECD八原則を一方的に解釈」しており、法案に盛り込まれたプライバシー保護策は「抽象的で国際水準には程遠い」と批判されています。

Q2 法案では、自分の本人確認情報の開示を求めることができる形となつてはいるものの、開示の対象は限定的で、レベルの低いものだと聞きましたが、本当なのでしょうか。

(30条の37、30条の40、50条)

A2 法案では、自分の本人確認五

情報(住民票コード+四基本情報)について、都道府県知事又は全国センター(指定情報処理機関)に対する開示請求権を認めています。

しかし、保有されているすべての自分の情報の開示を求めることができるわけではありません。市町村から都道府県に、都道府県から全国センターに送信される本人確認五情報だけです。

自分の本人確認情報が、この機関へ提供されたのか、あるいは都道府県やセンターが五情報以外に自己に関する情報を保有していないかなど、本当に知りたいことは開示の対象になっていません。このため、自分の本人確認情報が不正に利用されている、あるいは濫用されていると感じたとしても、それを調べる手段がないわけです。まったく密室行政を手助けするような、レベルの低い、形だけの開示制度だといえます。

一方、自分の本人確認情報の内容に誤りがあつた場合の訂正等の請求については、権利として規定していません。たんに「申し出」ができるに過ぎません。また、この申し出に対しては、調査をして結果を本人に通知する義務を課しているに過ぎません。

以上のような開示、訂正等に知事

や全国センターが応じない場合の救済手続については何ら規定がありません。OECD八原則のレベルに達していないのは明らかです。

ちなみに、開示を求めるには手数料が必要で、また、虚偽の開示請求には過料が課されるとしていますが、公益法人である全国センターが行政罰である過料を課するというのも他に例をみないものといえます。

Q3 自治省は本人確認五情報の提供先は法令で限定すると言っていました。しかし、法案を読むと、提供先はほとんど無制限で、本人にはその提供先が通知されるようになっていません。こうした内容では、「自己情報コントロール権」が保障されているとは思えないのですが。

(30条の6、30条の7、30条の8、37条)

A3 自治省は本人確認五情報の提供先は法令で限定すると言っていました。しかし、法案を読むと、提供先はほとんど無制限で、本人にはその提供先が通知されるよう

自治省の『総背番号法案』Q & A

プライバシー問題

自治省の『総背番号法案』Q & A プライバシー問題

になっていません。
 こうした内容では「自己情報コントロール権」が保障されているとは思えません。

本人確認五情報は、市区町村から他の市区町村へ、都道府県又は全国センターから市区町村、都道府県、国又は法人へと幅広く通信回線を通じて提供されることになっています。

また、五情報の提供の範囲は、法令・別表に掲げる特定の事務だけに限りません。「条例で定める事務」、国の行政機関の「所掌事務」など、きわめて広いものになっています。

このため、たとえば都道府県自身が五情報を利用する場合には、使用する執行機関と事務を条例で定めれば、ほぼ無制限に利用できるわけです。したがって、例えば公安委員会へ五情報を提供することも可能です。また、この場合、都道府県内部でのデータ提供状況については公表義務もありません。自治省がいう五情報の利用機関や目的は法令で限定する、というのは明らかにウソといえます。

しかも、こうした外部提供・目的外利用については、本人に通知されることはありません。また、本人が提供先の開示請求をできる仕組みにもなっていない。このため、自分

の本人確認情報が違法に垂れ流しされたとしても追跡は本当に難しいわけですが、まさにプライバシー保護策は形ばかりのもので、「自己情報コントロール権」は無いに等しいといえます。

Q 4 法案では、自分の本人確認五情報について、不正な利用、権利の侵害があっても、満足な救済手続が規定されていないと批判されていますが、どういった点が問題なのでしょうが。
 (30条の30、30条の32、30条の34、30条の36、30条の41、30条の9)

A 4 自分の本人確認五情報の不法な利用、利用制限違反があっても、本人には中止を求めるための不服申立権がありません。たんに苦情処理の申し出をすることができすぎません。苦情申立権があるわけでもありません。

一方、都道府県には、本人確認情報の保護に関する審議会を置くとしています。しかし、この審議会は、たんに知事に建議（意見の申し出）ができるにすぎません。立入調査権

や是正措置の勧告・命令権もないわけで、権利救済機関としての役割は果たし得ないわけです。

本人確認情報の提供は自治体間のみならず、国の機関などにも及びます。とすれば、当然、国レベルの権利救済機関の設置は不可欠といえます。

カナダやオーストラリアにある国会直属のプライバシー保護専門のオムブズマンである「プライバシーコミッショナー」のような、独立した、しかも強力な調査、是正勧告・命令権のある国の苦情処理機関を設ける位の立法措置を講じない限り、自治省構想は国民のプライバシー権に脅威を与え、負の遺産となるのは目に見えています。

Q 5 自治省は、自治体条例のオンライン禁止条項の削除指導を行っているとのことですが、地方分権の流れに反するだけでなく、憲法の精神にも反するのではないですか。
 (日本国憲法第八章)

A 5 自治体はこれまで、住民のプライバシーを守ることをねらい

に、他の自治体との個人情報のオンライン（接続）を禁止する条項（オンライン禁止条項）を、個人情報保護条例の中に盛り込んできました。

ところが、自治省は、住民基本台帳ネットワークシステム構想の実現にオンライン禁止条項は邪魔だということで、各自治体に対し削除するように指導しているのです。

そもそも自治体は、それぞれの自治体事務に利用するということで住民の情報収集が許されているわけです。一方、住民の側も、こうした前提に信頼を置いた上で、自治体が住民情報を収集・利用することに同意しているわけです。

ところが、住民情報が各住民の所属する自治体事務以外の目的に利用されたり、外部提供されたりすると、この信頼の原則はくずれてしまいます。また、住民のプライバシーを守るのは難しくなります。

自治体条例のオンライン禁止条項は、まさにこうした問題が起きないように設けられているものです。自治省は、各自治体に対しこの条項の削除指導を行っていますが、この指導に対しては多くの自治体関係者は疑問を投げかけています。

また、こうした指導は、自治体の自治権を骨抜きにすることにもつながります。明らかに、憲法第八章で制度的に保障された「地方自治」に對する介入とされます。オンライン禁止条項を削除しなければ自治省構想が実現できないとすれば、構想自体きわめて違憲性が濃いとえます。

自治省は、削除指導に応じない自治体があつても、国の法律が条例に優先するから問題はないとの態度だとのことですが、横暴 としかいいようがありません。

Q6 自治省は、住民票コードの民間での利用を禁止するとしています。ところが一方で、納税者番号などにも転用できるともいっています。納税者番号などに使えば、コードは当然民間に広くたれ流しになってしまうと思えます。自治省はごまかしているのではないのでしょうか。

(30条の43、30条の43)

A6 法案では、民間機関を始めとした住民票コードの利用権限を有しない者(無権限者)は、住民票コードを告知するように求めること

とを禁じられています。しかし、違反に対しては罰則がありません。罰則があるのは、無権限者が、契約の相手方にコードの告知を要求したり、「業として」、「他に提供されることを予定して」、「コードを使ったデータベースをつくった場合」だけです(罰則規定の詳細は13頁参照)。

一方、自治省がPRしているように、将来、この住民票コードを「納税者番号」として使うとすれば、当然、住民票コードの利用権限を有する者の範囲は幅広く民間機関に拡大していくことになるでしょう。給与や利子にかかる源泉所得税の計算をスムーズに行うためにはコードを使ったデータベースの構築も容認せざるを得なくなるでしょう。

納税のみならず介護保険などにも広くコードが使われるとなると、コードは民間機関にたれ流し状態になります。その時点では、もはや民間でのコードの利用制限をする意味がなくなるものと思われれます。このことは、裏返せば、私たち国民の「自己情報のコントロール権」も風前のともし火と化すことを意味しています。

まさに、自治省は住民票コード制を導入するためには、臭い物にはふたをする といった形での対応に懸命なわけです。コードの民間利用

の禁止など、民間機関にも適用ある包括的な個人情報保護法制定のメドもたない現状をカモフラージュするための、一時しのぎの奇弁にすぎません。まさに自治省はごまかしているといえます。

Q7 諸外国では、住民票コードなど汎用の番号をデータ照合に使っていると聞きます。しかし、データ照合はやり方によってはプライバシーへの影響が大きいので、「データ照合規制法」をつくって対応しているとのことですが、自治省はどういった考えなのでしょうか。

A7 そもそも背番号コードを行政機関共通の番号として使うならいのも一つは、データ照合の効率化にあるわけですが、ところが、データが不正確なまま照合が行われたり、入力ミスがあつたりすると、とんでもない結果が出てくるのが予想されます。誤った照合結果が一人歩きしたり、無実の者が汚名をきせられかねないわけです。

たとえば雇用保険(失業保険)受給者のデータベースと所得税納税者のデータベースとをコンピュータで

使つて照合(マッチング)すれば、比較的容易に保険の「不正受給者」を見つけることができます。この場合、双方のデータベースが各人の背番号コードを使つてつくられていれば、より効率的にデータ照合を行うことができます。

こうしたことを防ぐために、アメリカ、オーストラリアなど先進各国では「データ照合規制法」を定め、人権の保護にあたっているわけです。つまり今日、汎用コードの利用にあつては、データ照合規制法の制定は、先進諸国では常識となっているわけです。

ところが、法案では、データ照合規制について何ら触れるところがありません。自治省が国会議員などに配った資料の中で、「行政機関は住民票コードの目的外利用は禁止されるので、当然、コードの入ったデータベースと他のデータベースとの照合は禁止されることになる」旨の解釈を示すにとどまっています。

しかし、データ照合規制法もないまま住民票コードを汎用することは、国民の人権にとり、余りにも危険だといえます。

自治省の『総背番号法案』Q&A プライバシー問題

自治省の『総背番号法案』 Q & A 納税者番号制度

自治省の『総背番号法案』

Q & A 「その5」

法案と納税者番号制度

Q1 自治省は、納税者番号に実質的には 国民背番号 である住民票コードを使える、と言っていますが、納税者番号と 国民背番号 とは同じものなのですか。

A1 本来、納税者番号とは、もっぱら「課税」目的に使われる、限定番号、をさします。多目的利用（汎用）の国民背番号とは、根本的に異なるものです。

大蔵省や政府税制調査会、さらには連合までもが、「納税者番号の導入」を云々しています。こうした動きに便乗し、自治省は「住民票コード（国民背番号）を納番に採用するよう」に「と売り込んでいるわけです。自治省には、納税者情報を含む、より幅広い国民情報を住民票コード・システムでカバーし、省益を拡大しようという下心があるからです。課税庁は、現在、各納税者に「納税者整理番号」をつけて納税情報な

どを管理しています。したがって、本当に国民の合意があつて、「納税者番号の導入を」ということであれば、現在ある納税者整理番号を、納税地が変つても番号が変わらないようにするなど整備して使えば十分なのです。近年、こうした方法でオーストラリアは納税者番号を導入しました。

ところが、大蔵省や政府税調、さらには連合などは、課税目的の限定タイプの番号ではダメだと言つています。そして、自治省の住民票コードなど、国民背番号を納税者番号に転用すべきだと言つています。納税者番号と国民背番号とは、本来、異なるものです。自治省や大蔵省などは、これらを意図的にミックスし、同じものように扱っているわけです。連合などはもちろんのこと私たち国民は、役人のトリックにだまされてはならないわけです。

Q2 大蔵省は金融ビッグバンに伴う税逃れに対応するには、納税者番号が必要だと言つています。しかし、住民票コードが納番として使われたら、金融市場がボールドレス化した今日、コードは世界中に（右下へ）

（左上より）たれ流しになってしまつてはいないですか。

A2 これまで大蔵省は、「総合課税」の実現を大義名分に納番制が必要だと言つてきました。

しかし、総合課税ということになれば、確定申告をする者の数が飛躍的に増えます。これまで年末調整で済んでいたサラリーマン・ウーマンなどの多くも、税務署へ確定申告する必要があります。現在の五万数千人の税務職員では対応が難しくなります。また、総合課税を実施したからといって、税収増に結びつくのかどうかもはつきりしません。

こうした背景が、今回、大蔵省が、従来からの総合課税の実現を表に出すのを控え目にした理由の一つでしょう。そして、納番制導入の新たなプロパガンダとして、「金融ビッグバンに伴う税逃れ防止」を打ち出してきた大きな理由といえます。

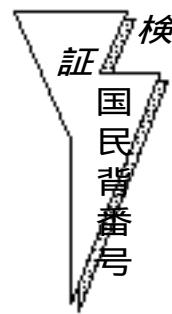
外国為替取引の自由化や金融商品への規制撤廃で、金融取引は多様化します。大蔵省は、こうした金融関連の所得を名寄せし課税逃れを防ぐためには、納番制（金融納番制）が必要だといつています。

しかし、超低金利、慣れ親しんだ分離課税と、現状をみれば納番制を

導入する環境はほとんど整っていないわけです。この状況で納番制を導入すれば、コンプライアンス（報告義務）コストがかさみ、金融市場に対するデイスインセンティブ（逆効果）になる恐れは強いわけです。お隣の韓国のように、数年前に実施した「金融実名制（金融納番制）」が市場に悪影響を及ぼしたため、骨抜きにしまった例もあります。

一方、これからの金融取引には広くインターネットが使われるのは当然です。金融取引の把握に納税者番号を使い、その納税者番号に、住民票コードを使うとしたら、どうでしょう。インターネット上に、国民背番号である住民票コードが流れ、世界規模でのコードのたれ流し、プライバシー問題が起ころかねないわけです。

インターネットの利用者は、パスワードを定期的に変えるように求められる時代です。住民票コードのような国民背番号を納税者番号として使うのは、一瞬にして情報が世界規模で流通する高度情報化社会、金融市場がボールドレス化した時代には、余りにも危険だといえます。



[Data-0026]

続々と開発される

官製ICカード

プラスチックカードにCPU(中央演算処理装置)とROM(読み出し専用メモリ)の二つのチップを埋め込んだICカード。この 便利な多機能ICカード の利用を考えているのは、自治省だけではない。

おもな省庁は、みな、このICカードの利用を考えている、と言っても過言ではない状況にある。

通産省傘下の電子商取引実証推進協議会(ETCOM)は、ICカードを使った電子マネー実験を進め、ユーメディア開発協会は、商店街のポイントシステムへのICカードの応用あるいは、岐阜県全域で進行中の官産学共同のICカードシステム設計の一部を請け負っている。

建設省系の日本建設機械化協会は、建設作業員の作業歴や資格、免許の種類、事故歴などをICカードで管理する計画を進行させている。

運輸省系の汎用電子乗車券技術研究組合(TRA-MET)は、全国の鉄道の

自動改札機、バス、タクシーで共通に使えるICカードを開発しつつある。

労働省も、サラリーマンの健康状態・病歴・受診歴を、ICカードで記録・管理する計画を持っている。

これらは、いずれも一九九三年前後から開発・研究がスタートしており、今後一、二年のうちに実用化段階を迎える予定である。

また、ICカードシステム利用促進協議会(JICSA)という組織は、昨年(九七年)九月、ICカードの共通仕様を開示。多様なサービスに対応するICカードの汎用性を、一挙に広げた。

さらに、工業技術院と日本規格協会もAID(アプリケーションID)付番と呼ばれる、個人へのナンバリングを統一させる技術的検討を進めてきており、年内にはそのための運用機関を設置することになっている。

これらの動きが、なぜか偶然にも一致して始まったとは考えられない。自治省の住民カード構想が引き金あるいは呼び水になったのか、あるいはその逆なのかは、定かではない。

はつきりしているのは、これらのICカードのすべてが、個人識別に住民基本台帳コードを使うことになったら、たいへんなことになる、ということ。

(タ)

シンポジウム - 国民一人ひとりの尊厳と自由を守るために - Part

絶対廃案!! 国民総背番号制法案

~自治省の住民票コード、住民基本台帳カード導入法案の廃案に向けて~

主催 PIJ プライバシー・インターナショナル・ジャパン / プライバシー・アクション

1998年9月3日 夕方6時~9時半 東京・お茶の水 総評会館

JR中央線・総武線
お茶の水駅(聖橋口) 徒歩6分

地下鉄 都営新宿線・小川町駅
営団千代田線・新御茶ノ水駅
いずれもB3出口 徒歩2分

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

1998.8 発行 CNNニュース No.15

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュース(年4回刊)をお送りします。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・自治省が「よけいな法案」を出したお陰で、ゆっくり夏休みもとれない。
- ・自治省は、「夏休みの自由研究」として、臨時国会でどうやって法改正を成立させるか研究中、かも知れない。

(T)